



福岡県医第2154号（総）

平成22年2月26日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

無許可での臓器あっせん業が疑われる事例について

標記につきまして、福岡県保健医療介護部長を通じ、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より別紙のとおり情報提供がまいりましたのでお送り致します。

先般、無許可の臓器あっせん業が疑われる事例についての報道があったことを踏まえ、厚生労働省として、適正な移植医療の推進に活用するため、「無許可での臓器あっせん業に関する情報収集について」により、調査が行われました。

今回の調査を通じ、医療機関の対応について直ちに臓器移植法上問題があるといえるものはなく、一方で臓器のあっせん業の許可を受けていない団体又は個人が、患者の支援をうたい、移植希望者の募集や関係者間の連絡調整等を目的として医療機関に接触を図った可能性が疑われる情報も寄せられたとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療機関における留意事項については別紙のとおりです。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

「公印省略」

21健第4647号

平成22年2月19日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課疾病対策係)

無許可での臓器あっせん業が疑われる事例について

本県の臓器移植対策の推進につきましては、平素からご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省臓器移植対策室長より通知がありましたので、別添のとおり送付いたします。つきましては、貴会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。



事務連絡
平成22年2月15日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
疾病対策課臓器移植対策室長

無許可での臓器あっせん業が疑われる事例について

移植医療の推進につきましては、平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、無許可での臓器あっせん業が疑われる事例についての報道があったことを踏まえ、厚生労働省として、適正な移植医療の推進に活用するため、平成22年1月18日付け当室事務連絡「無許可での臓器あっせん業に関する情報収集について」により、調査をお願いしておりました。

今般、当室でとりまとめを行った結果、別添のような事例を把握したところですので、情報提供いたします。

今回調査を通じて把握した事例については、医療機関の対応について直ちに臓器移植法上問題があると言えるものではありませんでした。一方で、臓器のあっせん業の許可を受けていない団体又は個人が、患者の支援をうたい、移植希望者の募集や関係者間の連絡調整等を目的として医療機関に接触を図った可能性が疑われる情報も寄せられたところです。

つきましては、別紙のとおり、医療現場における留意事項をまとめましたので、貴職より管下の医療機関に対する周知について、御協力をお願いします。

あわせて、今後も管下の医療機関で無許可あっせん業が疑われる事例が発生した場合は、当室あて御連絡いただく旨、周知願います。

なお、本件の対応に疑義が生じた場合には、当室にご照会ください。

留意事項

- (1) 業として臓器のあっせんを行うには、臓器移植法第12条第1項に基づく厚生労働大臣の許可を受けなければならないこと。

臓器のあっせんの具体的内容としては、①臓器の提供者の募集及び登録、②移植を希望する者の募集及び登録、③臓器の提供者、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動などがあり、これらの全部又は一部を業として行う場合が臓器のあっせん業に該当すること。

- (2) 海外での臓器移植についての患者からの協力を断った場合においても、医療機関が患者の求めに応じて提供した診療情報提供書等が、結果として無許可で臓器のあっせん業を行う者に渡る可能性は否定できないこと。

このため、海外での臓器移植を支援するなどと称する団体又は個人の関与が疑われる場合に、患者本人からあて先を特定しない診療情報提供書等の提供を依頼されたときは、日本移植学会の倫理指針等を踏まえた患者に対する説明等、必要な対応を行っていただきたいこと。

- (3) (2) のような事例に対応するため、医療機関内において日常的に情報共有を図るとともに、医師個人では判断が困難な場合に、組織としての対応を行うことが可能な体制を整備していただきたいこと。

無許可での臓器あっせん業に関する調査について

1. 調査実施時期

平成22年1月

2. 調査概要

- ・ 報道の対象となった金沢大学附属病院については、直接聴取することにより調査
- ・ その他各都道府県・指定都市・中核市を通じて、医療機関（大学病院及び移植施設）に対して調査票（別紙）を送付し、調査を実施。

（調査対象期間）

平成21年1月～平成21年12月

（調査対象施設）

大学病院	157施設
移植施設	90施設
合 計	247施設

（回答施設数（回答率））

245施設（99.2%） ※2月12日現在

3. 調査結果概要

- ① 渡航移植を希望する患者に対し紹介先医師又は医療機関が不明のまま診療情報提供書（紹介状）を作成したことについて
 - ・ 金沢大学附属病院の事例は、主治医が、渡航移植を希望する患者の求めに応じ、紹介先が不明のまま診療情報提供書を作成したというもの。
 - ・ その他、調査対象期間内に「ある」との回答は無かった。
 - ・ なお、数年前に、患者本人からの強い要請により検査データを渡したとの情報が1件あった。
- ② 渡航移植支援団体又は個人から特定患者の情報を求められたことについて（併行して患者から依頼された場合も含む。）
 - ・ 金沢大学附属病院の事例は、海外における臓器移植を支援するNPO法人と称する人物から、主治医に対し、患者の情報の求めがあったが断ったというもの。
 - ・ その他、調査対象期間内に「ある」との回答は無かった。
 - ・ なお、数年前に、患者の情報を求められ断ったとの情報が4件あった。（いずれも団体名等は聞いていないとのこと。）